

振込取引における誤記帳と銀行の訂正権について

——西ドイツ銀行普通取引約款を参考にして——

後藤 紀一

目次

- 一 はじめに
- 二 西ドイツ銀行普通取引約款における銀行の誤記帳訂正権と免責条項の歴史的経緯
 - (一) 一九六九年度改正
 - (1) 統一的約款の採用
 - (2) 一九六九年度改正と四条三項
 - (3) 四条三項第二文の免責の効力
 - (二) 一九七六年度改正
 - (1) 改正の経緯
 - (2) 四条三項の改正点
 - (三) 一九七七年度改正
 - (1) 改正の経緯
 - (2) 四条三項の改正点
- 三 銀行の誤記帳訂正権の法律問題
 - (一) 問題の所在
 - (1) 誤記帳訂正に関するわが国の現状
 - (2) ドイツの誤記帳訂正権をめぐる問題点
 - (二) 誤記帳訂正権の意義
 - (三) 誤記帳訂正権行使の許容範囲
 - (1) 振込委託関係における瑕疵と誤記帳訂正権行使の制限
 - (2) 誤記帳訂正権行使の期限
- (四) 一九八四年度改正
 - (1) 改正の経緯
 - (2) 一九八四年改正と四条三項
 - (3) 過誤記帳による銀行の責任の限度

一 はじめに

振込取引、振替取引は、銀行の口座間のつけ替えによつて行なわれるため、安全かつ確実な支払取引として近時ますます利用されるようになってきた。小切手も振込と同様、現金を用いない払取引 (bargeldlosen Zahlungsverkehr) ではあるが、そこでは、支払銀行は呈示された小切手の支払つまりは振出人の当座預金口座からの引落しをすれば、その義務を履行したことになるのに対して、振込取引の場合は、銀行は、依頼人の口座から引落した上、指定された受取人の口座に正しく入金記帳すべき義務を負っている。

ところで、この入金記帳に過誤があつて、振込の目的が達成されない場合、銀行は、どのような法律関係に立つのであろうか。それは、振込依頼人に対する関係と振込受取人に対する関係において問題になる。誤記帳訂正権が振込受取人に対する関係で問題となり、免責が振込依頼人および振込受取人に対する関係で問題になる。

西ドイツ銀行普通取引約款 (Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken) は、第四条でこれらに関する条項を置いているが、わが国の銀行取引約定書その他の約款には、これに見合う条項はない。西ドイツの右の条項が単にこの場合の法律関係を確認したものにすぎないものであれば、とくにわが国の約款にとり入れる実益はないかも知れないが、なぜ確認条項であるのかのドイツの議論を考察することによつて当該法律関係が明確になる。また、その条項が確認的効力以上の効力を有するものであれば、なぜそのような効力を有すべきかの議論を参考にして、わが国においてもその対策を立てなければならぬであろう。いずれにせよ、振込取引における誤記帳をめぐる法律問題の解明にあたっては、西ドイツの右条項の検討をさけて通ることはできない。なぜならば、振込取引は、大量取引であつ

て始めて銀行の有力な収益業務となりうるのであって、その紛争の処理は、約款による迅速かつ画一的になじむものだからである。わが国では、誤記帳をめぐる判例はまだ少なく、西ドイツの右条項に関するくわしい文献も見るかぎりないようなので、以下、議論を進めるにあたっては、西ドイツの文献引用が中心となるが、常にわが法との比較を念願に置く。

二 西ドイツ銀行普通取引約款における銀行の誤記訂正権と免責条項の歴史的経緯

(一) 一九六九年改正

(1) 統一的約款の採用

ドイツにおける銀行普通取引約款は、わが国の銀行取引約定書に相当するものであるが、その歴史は古く、すでに一九世紀の終り頃にはいくつかの銀行で採用されていた。しかし、この当時にはまだ現在のように全国の市中銀行に共通の統一的なものではなかった。一九三〇年に、当時の銀行協会が約款の統一化を目ざし、一九三七年になって、全国統一の普通取引約款が使用されるようになった。わが国の銀行取引約定書ひな型が全国銀行協会によって制定されたのが昭和三七年であるから、すでにドイツではわが国より二五年も前に統一約款が整備されたこととなる。⁽¹⁾

ところで、約款がその機能を十分に発揮するには、それがその時々における社会的、経済的、法律的要請を満たすものでなければならぬこと論をまたないが、かといってむやみに改正しては、かえって法的安定性を失う。右のことを考慮しつつ、ドイツの銀行普通取引約款は、一九三七年の採用以来、一九四二年、一九五五年、一九六九年、一

一九七六年、一九七七年、一九八四年と六度にわたって改正されて今日にいたっている。右の改正中、一九四二年と一九五五年のものは、判例および銀行実務上の取扱の変更に応じたもので、わずかな改正であった。しかし、その後、①銀行業務において現金を用いない支払取引の増大、取引量の大量化、②コンピュータ導入による銀行事務の合理化、③銀行と顧客の取引に直接影響を及ぼすような多くの法律、規則の制定および改正、④銀行普通取引約款の具体的適用の面で色々指摘されていた問題点の解決の必要性、というようなそれまでの約款を大幅に改正しなければならぬ事態が生じた。この改正の対象条項の中には、本項でとりあげる、振替取引における銀行の誤記帳に関する条項が含まれている。以下、その文言、改正趣旨、問題点をとりあげる。

(2) 一九六九年度改正と四条三項

一九六九年度改正の銀行普通取引約款第四条三項によれば、第一文で「その旨の委託がないにもかかわらず、錯誤、誤記またはその他の事由によって入金記帳がなされた場合には、銀行は、単なる記帳によりこれを消去することができる(誤記の訂正をする)」と定め、第二で「振替委託に不正確なまたは不完全なまたは相互に異なった口座名称もしくは口座番号が指定されていた結果生じた過誤については、銀行は責任を負わない」と定めている。

第二文は、一九六九年改正によって始めてとり入れられたものであるが、それは、その前年の連邦裁判所の判決に対処するためであった。つまり、その判決によれば、銀行は、自行で開設されている顧客の口座に入金記帳する場合において、入金記帳依頼書(Gutschriftsaufträge)上に記載された(誤った)口座番号のみを基準とし、口座の名称を基準とせず⁽²⁾にこれを行なった場合には、誤記帳につき責任を免れないということである。

第二文は、誤記帳の原因が顧客の誤った口座番号または口座名称の指定にある場合は、銀行は誤記帳につき免責されることを明らかにしたものである。この免責条項の効力については、銀行実務家は、一般にそのまま効力を認めて

いる。その理由は、大量の振替委託の処理を行なうためには、どうしても銀行はコンピュータを利用しなければならぬが、コンピュータは、光学上の証書読み取り方式であつて、口座番号に反応しこれを識別して入金記帳する構造になっているという技術的理由と、顧客としてもコンピュータ利用によつて、迅速な振替処理という利益を受け、また正確な口座番号を指定すべき義務はもつぱら顧客側にあるのであるから、その誤りによる責任もまた負担すべきであるという点にある。⁽³⁾

ところで、この文言によれば、銀行は、振替依頼人による誤つた口座名称と口座番号の指定が原因となつた誤記帳につき一切責任を負わないということであるが、指定された口座名称に対応する口座番号と指定口座番号にくい違ひがある場合の措置については何も言っていない。このような場合は、口座名称と口座番号とも間違つているかまたはそのどちらかが間違つているわけであるが、銀行は、通常どれが間違つているのかは分らないであろう。前述の銀行実務家の改正理由を読むかぎり、第二文はまさにこのような事態に対処するために新設されたものであつて、銀行は、口座番号が真正であるかどうかに関係なく、口座番号を基準に処理すればよいということになるのであろう。

(3) 四条三項第二文（免責）の効力

以上のような銀行実務家の見解に対し、学説は、本項第二文の免責的効力を無条件には認めない⁽⁴⁾。銀行の誤記帳による責任というのは、具体的には、誤つて振込依頼人の指定していない者の口座に入金記帳された結果生ずべき債務不履行責任もしくは本来の受取人に入金記帳されていれば取得することのできた諸請求権の喪失による責任などである⁽⁵⁾が、学説によれば、振込依頼人の指定した口座番号が間違つていた結果生じた誤記帳であつても、なおこの者に責任転嫁できない銀行個有の責任領域があるというのである。

銀行は、その普通取引約款（以後AGBと略す）の総則の前文に、「顧客と銀行の間の取引関係は、相互信頼関係で

ある。銀行は、種々の委託を処理するため、営業設備を顧客に提供する。顧客は、銀行が正規の商人の注意をもって顧客の委託を執行し、その際、個々の場合において可能なかぎり、顧客の利益を守るものと信頼することができる。……」と定めている。わが国の銀行取引約定書にはこのような条項を置いていないが、顧客は、銀行を信頼して取引関係に入ったのであり、銀行が顧客の委任事務を処理するにあたっては、当然善良な管理者の注意をもってしなければならぬので、解釈上同様に考えることができよう。となれば、右条項の趣旨からして、振込依頼人が口座番号の指示をまちがえば、銀行の注意義務が消滅するとは解せられないわけで、銀行としてはなお口座番号と受取人の口座名称が一致しているかどうかを確認し、場合によっては依頼者に問合わせる義務があるとみるべきである。

ドイツにおいても、本来は、帝国税法 (Reichsabgabenordnung) 一六三条に定めるように、銀行口座は口座番号でなく口座名称を基準にとり扱わなければならないとされているように、銀行も口座の振替を行なう際には、⁽⁶⁾口座所有者の名称を基準としていたのであったが、その後の記帳技術の進歩にとともに、この他に口座番号もその基準とされるようになったのである。このように、いわば銀行側の都合で口座番号も基準とするようになったのであるから、銀行は、たとえ費用が多かかっても、口座名称と口座番号がくい違つたまま入金記帳されないように、技術上、組織上最善の措置をとらなければならない。この前提が満たされて始めて、AGB 四条三項第二文の効力が認められると解するのがドイツの学説である。たしかに、振込依頼人は、契約上正しく指定すべき義務を負っているから、銀行が右の要件を満たし注意義務を尽したにもかかわらず、それがために誤記帳が生じた場合に始めて責任を負うと解することは、利益考量上も相当であり、右の考えに賛成すべきものと思う。

ところで、右の議論は、振込依頼を受けた銀行と入金記帳する銀行が同一の場合、つまり、振込依頼人も受取人も同一銀行に口座を有している場合を念頭に置いているが、現実の振込取引では、両者が同一銀行に口座を有している

場合はむしろ少ない。両者が同一銀行に口座を有していない場合は、振込依頼を受けた銀行（仕向銀行）は、受取人の口座が開設されている銀行（被仕向銀行）にさらに入金記帳の委託をしなければならぬ（これをドイツでは連鎖振替＝Kettenüberweisungと呼ぶ）。この場合において、被仕向銀行が指定された口座番号とこれに対応する口座名称に相違があるにもかかわらず入金記帳した結果生じた振込依頼人の損害につき、被仕向銀行は責任を負うのであろうか。少なくとも、振込依頼人と被仕向銀行の間には直接契約関係はないので、この者に対する契約責任は問題にならない。したがって、この関係では、AGB 四条三項第二文の免責力を問題にするまでもない。そこで、振込依頼人に対する関係では、一般不法行為責任のみが問題となり、被仕向銀行が受取人名称につき疑いがあるにもかかわらず、これを確認せずに入金記帳した結果、振込依頼人に損害を与えた場合には、一般的注意義務違反として責任を負う可能性がある。被仕向銀行は、仕向銀行の委託にもとづいて入金記帳するのであって、その法律関係は、振込依頼人と仕向銀行の法律関係同様委仕である（民六四三条以下⁷⁾。また、仕向銀行と被仕向銀行の法律関係には、さらにAGBも適用されると考えられるので、この関係では、誤記帳の場合における前述の銀行の免責に関する議論があてはまる。この点につき、ドイツの学説のように、AGB 四条三項第二文の免責力に制限を加える立場に立つと、やはり被仕向銀行は、受取人名称に疑いがあるにもかかわらず入金記帳した場合には、仕向銀行に対する契約責任が生じうる。被仕向銀行を履行補助者と考えれば、被仕向銀行に過失があるかぎり、仕向銀行が振込依頼人に債務不履行による損害賠償責任を負い、その賠償をすれば、仕向銀行は被仕向銀行に賠償請求することになる⁸⁾。もちろん、この場合には、振込依頼人に重大な寄与過失があるので、過失相殺は免れない。

ところで、指定された口座名称および口座番号の誤りの故に誤入金された場合といっても、銀行の間違いの程度は色々ある。誤った口座番号が指定されたが、たまたま当該番号に同姓同名の他人（同名異人）の口座があったとか、

字は異なるが同音の（したがって、カタ仮名で処理するコンピュータだと同一になる）他人（同音異人）の口座があったために、そのまま入金記帳される場合もあれば、さらに銀行のミスも重なって、指定口座番号を誤ったがたまたま同音の他人の口座があったのでそこに入金記帳される場合もある。どこをもって、銀行の注意義務違反の限界とするかは必ずしも容易ではない。この点につき、ドイツの学説では、指定された口座名称からは確実に特定できない場合には、口座番号を基準に判断してよいとされており、したがって、たとえば、指定された口座名称が「Müller」とのみ表示された口座番号の下に「Karl Müller」の口座がある場合には、入金記帳銀行は、正しい受取人であることを前提に処理することができるとされているのが参考になる⁽⁹⁾。

(二) 一九七六年度改正

(1) 改正の経緯

前回の一九六九年度改正に際しては、詳細な準備と広範な資料にもとづいて大巾に改正されたため、その当時は、これによって銀行と顧客の取引関係の基礎が固り、長期にわたる使用にたえられると考えられていた。ところが、その後、経済的、法律のかつ実務的分野でまさに嵐のような(stürmisch)変革が生じたため、一九七六年に七年間という比較的短い期間にさらに大巾改正が余儀なくされたのである。その改正理由の要点は、①恒常的に増加している大量取引を処理するために導入されたコンピュータ利用に伴う事務の合理化、②顧客の地位の強化、③銀行普通約款の解釈上の疑問点の解消にあった。右の改正理由の中でもとくに重要なのは、②の顧客の地位の強化である。というのは、一九七六年に、普通取引約款規制法(Gesetz zur Regelung des Rechts der Allgemeinen Geschäftsbedingungen)が成立するのであるが、当時この法案をめぐって、経済界は大いに注目していた。というのは、この法案は、消費者

保護の見地に立ち、約款作成者側にかなりきびしい規制内容であったからである。この法案の規制対象は、約款と名のつくものはもちろん、その名がつかなくとも、契約当事者の一方が一方的に作成する契約条項のすべてに及び、銀行の作成するすべての約款類もその例外ではなかった。一九六九年度改正のAGBではとてもこれに耐えられないことは明らかであった。そこでいつAGBを改正するかについて、ドイツの銀行協会内部では、右の法律施行に間に合うようにやればよいとの意見もあった。しかし、貯蓄銀行(Sparkassen)が長期間使用していた約款を一九七六年に改正することになったので、金融機関の監督官庁および連邦カルテル庁の要求もあって、これに合わせるため、またまだ当時の法案では具体的に内容が定まっていない部分もあったので、できるだけ銀行にあまりきびしい内容にならないようにとの願いも込めて、改正にふみ切ったのである。すなわち、右法案の中で、「事実の確認および擬制」および「責任の免除または制限」に関する規制内容はかなり銀行にとつてきびしいものになりそうなので、すべてにわたってその要求を満たそうとすれば、とうてい円滑な取引を維持することが困難であつて、かえってそれは両当事者の利益に反することを立法者に知らせる目的が大いにあつたわけである。その意味で、一九七六年度改正は、普通取引約款施行までのいわば暫定的な性格を有するものであつた。⁽¹¹⁾

(2) 一九七六年度改正と四条三項

一九七六年改正による四条三項は、以下のようになつた。

「その旨の委託がないにもかかわらず、錯誤、誤記またはその他の事由によつて貸方記帳がなされた場合には、銀行は、単なる記帳によりこれを消去することができる(誤記の訂正をする)。振替委託があつた場合には、銀行は、指定された支払受領者の口座番号ならびに指定された銀行コード番号を基準とすることができる。振替委託に不正確なまたは不完全な口座名称、口座番号もしくは銀行コード番号が指定されていた結果生じた過誤については、銀行は責任

を負わない。」

四条三項について改正されたは、第二文および第三文であつて、第一文に変更はない。改正前には、「振替委託があつた場合には、銀行は、指定された支払受領者の口座番号ならびに指定された銀行コード番号を基準とすることができる。」という文章はなかつた。また改正により、従来は不正確なまたは不完全な口座名称と口座番号の指定された場合につき銀行の免責を認めていたのを銀行コード番号の不正確な場合にまで拡大している。

改正によつて、銀行は、委託された振替を顧客の指定した口座番号および銀行コード番号に基づいて処理することができることを明らかにしている。これは、一般の経営、管理の分野でも、見出し番号、顧客番号等の略号で処理する場合が増大しているように、銀行においても、できるだけ機械的処理に適合するように約款をととのえたものである。新しく追加された第二文の文章をみれば、銀行は、指定された口座番号および銀行コード番号にしたがつて処理すれば足り、それと口座名称が一致しているかどうかを調査すべき義務がないようにも読める。前述の銀行実務家のいうように、銀行としては、そう解されることを期待していると思われるが、この文章は、第三文の免責を定めた文章を関連して読まなければならぬので、やはり銀行が誤記帳をさけるべき最善の措置を取つたという前提の下に理解すべきであろう。したがつて、新しく追加された文言は、銀行の右調査義務については何もいっていなくて、その問題は、本条項の効力の関係から解釈上解決されるべきとする見解が正当である。⁽¹²⁾

(三) 一九七七年改正

(1) 改正の経緯

もともと一九七六年改正が約款規制法成立までの暫定的なものであつたため、一面その先取改正の部分もあるが、

他面同法が施行（一九七七年四月）されるようになったときには、当然抵触する部分も出てくることが予想されていたわけである。したがって、今回の改正（一九七七年四月）は大巾であるがもっぱら約款規制法に適合させるためのみなされたといってもよい。約款規制法の内容は、区々にわたるが、いっぺんは、AGB 四条三項の改正に影響を与えた規制点についてのみふれる。

約款規制法の中心的条項は、何といっても同法九条、一〇条、一一条であって、これらは、約款の法的効力について直接規制したものである。まず、第九条であるが、これは一般条項と呼ばれ、約款が無効となる限界を抽象的表現で規定している。すなわち、第一項は、「普通取引約款中の条項が信義誠実の原則に反して不当に約款使用者の契約の相手方に不利益を与える場合には、その条項は無効である」と定め、第二項は、「つぎの場合は、その条項は不当な不利益を与えるものとの疑いがあるものとする。一、その条項が法律の規定の重要な基本思想に相違し、これと一致しない場合、または、二、その条項が契約の性質上生ずる権利または義務を制限し、これがために契約の目的の達成が危険にさらされる場合」と定めている。

従来、契約の相手方に不当に不利益を与える条項とはどのような場合かにつき議論が多くなされてきたが、約款規制法は、これを二つに分け、具体的事情によっては、効力を認める余地のある条項といかなる事情の下においても効力を有しえない（絶対的に無効な）条項を列挙している。前者が一〇条（評価余地ある禁止条項＝Klauselverbot mit Wertungsmöglichkeit）であり、後者が一一條（評価余地なき禁止条項＝Klauselverbot ohne Wertungsmöglichkeit）であるが、AGB 四条三項との関係で問題になったのは、約款規制法一一條七号である。同条七号は、「約款使用者の重大な過失による契約違反または約款使用者の法定代理人もしくは履行補助者の重大な過失による契約違反にもとづいて生じた損害に対する責任の排除または制限。このことは、契約締結上の義務違反により生じた損害に対しても適

用される。」と定めている。このように重過失とは、*grobe Verschuld*の訳であるが、これは、故意 (*Vorsatz*) および重過失 (*grobe Fahrlässigkeit*) を含む概念である。この条項によって、銀行は、自己または履行補助者に故意または重過失があつた場合には、約款によつて責任を排除することができなくなったわけである。

(2) 四条三項の改正点

一九七七年度改正により、四条三項はつぎのようになった。

「その旨の委託がないにもかかわらず、錯誤、誤記もしくはその他の事由によつて貸方記帳がなされた場合には、銀行は、単なる記帳によりこれを消去することができ(誤記の訂正をする)。振替委託があつた場合には、銀行は、指定された支払受領者の口座番号ならびに指定された銀行コード番号を基準とすることができる。振替委託に不正確なまたは不完全な口座番号、銀行コード番号もしくは口座名称が指定されていた結果生じた過誤については、銀行は、重大な過失があつた場合にのみ責任を負う。」⁽¹³⁾

改正された部分は、第三文であつて、前回の改正までは、銀行は、振替委託に不正確な口座番号等が指定されていた結果生じた過誤については、(一切)責任を負わないとしていたのを、約款規制法により、重過失があつた場合の免責が許されなくなったのに合わせて、重過失について責任を負う旨を明記したわけである。前回の改正当時すでに、いづれ成立する約款規制法では、重過失の場合の免責が許されなくなるだろうことは銀行も予期していたのであるが、銀行側の希望も込めて、前回改正ではこれにそのような文言にはしなかつたのである。第二文は、今回の改正の対象にならなかつたので、口座番号とこれに対応する真実の口座名称と一致するかどうかの調査義務が銀行にあるかどうかは約款上明確にされないまま残された。⁽¹⁴⁾

(四) 一九八四年度改正

(1) 改正の経緯

前回の改正が約款規制法の影響を受けて、免責条項等につき全面的かつ大巾な改正であったのに対し、今回の改正は、小巾である。それは、今回の改正が前回の改正以後、法的には、約款規制法の解釈について学説・判例の理論の発展もしくは、約款の具体的条項につき、裁判上争いになって判例によりその効力が否定されたことに対処するためであり、実務的には、その後の銀行業務の合理化に対処するためのものだからである。今回の改正に際しても、前回までと同様、改正文言については、顧客からみても、理解しやすい表現になるよう配慮がされている。

(2) 四条三項の改正点

一九八四年改正により、四条三項はつぎのようになった。

「その旨の委託がないにもかかわらず、錯誤、誤記もしくはその他の事由によって貸方記帳がなされた場合には、銀行は、すぐつぎの決算までに、単なる記帳によってこれを消去することができる(誤記の訂正をする)。口座に貸方記帳の委託があつた場合には(たとえば、振替委託)、委託者は、指定された口座番号ならびに指定された銀行コード番号の完全性、正確性に対して責任を負わなければならない。不正確なまたは不完全な口座番号、銀行コード番号もしくは口座名称が指定されていた結果生じた過誤については、銀行は、委託者および受取人に対して重大な過失があつた場合にのみ責任を負う。」

今回の改正は、第一文・第二文および第三文が対象になっているが第三文は単なる文言上の改正にすぎず、実質的変更はない。まず第一文についてであるが、第一文は、幾度かの約款改正にもかかわらず、その対象にならなかつたが、今回の改正により、銀行の誤記帳訂正権の行使に制限が加えられた。すなわち、従来までの文言によれば、銀行

は、いつまでに誤記帳の訂正ができるかについては明らかでなく、銀行が誤記帳に気がつけばいつでも訂正できるといふように解される余地が十分あったわけであるが、今回、第一文に「すぐつぎの決算まで」(bis zum nächstfolgenden Rechnungsabschluss)」という文句を挿入することにより、銀行が誤記帳の訂正ができる期間につき一定の制限があることを明らかにしたわけである。たしかに、口座所有者としては、口座の決算がなされると、口座残高について信頼するわけであり、この信頼は保護されるべきであるから、たまたまその中に誤った入金記帳が含まれていたからといって銀行がいつでも訂正できるとするのは、問題であり、右の制限は相当であると解される。しかし、このような制限を約款上明確にすることになった直接のきっかけは、一九七八年の西ドイツ連邦裁判所の判決である。⁽¹⁵⁾ その判決の要旨は、「AGB 四条三項第一文の誤記帳訂正権は、瑕疵ある記帳を訂正する契約上の独立の権限であって、その行使は、瑕疵ある記帳のすぐ次の決算までにのみ行使できるものである。その理由は、振替の対象となっている振替口座 (Giro Konto) は、交互計算に組入れられており、入金記帳によって生ずる個々の債権は、決算の承認によって消滅しているので、以後はもはや誤記帳訂正権の対象が消滅してその行使も不可能である」というものである。

誤記帳訂正権が行使できれば、銀行は、口座所有者に通知せずに、一方的に当該記帳を消去すれば足り、銀行にとって都合がよい。しかし、今後は右のように行使期間に約款上制限がつけられたので、その期間経過後はどうすればよいのかという問題が生ずる。この場合には、一般の法律論で解決される。つまり、誤って入金記帳した銀行は、そのすぐ次の決算後は、不当利得にもとづいて、当該金額の返還を請求することになるが、この場合には、不当利得の成立要件、ことに利得の有無をめぐる(たとえば、口座所有者が入金記帳を信頼して債務者たる振込人に担保物を返還した場合などにおいて)当事者に争いの生ずる余地があり、それだけ銀行に不利となる。しかし、それは、相当な期間があるのに、誤記帳訂正権を行使しなかった銀行の受けるべき不利益である。不当利得返還につき当事者に争

いなければ、銀行は、交互計算勘定で処理することができ、入金記帳の消去の方法でなく、引落記帳の方法で清算することになる。⁽¹⁶⁾

ところで、今回の改正により、「振替委託があった場合には、銀行は、指定された支払受領者の口座番号ならびに指定された銀行コード番号を基準とすることができる」とする旧第二文を削除し、これに代えて新しく「口座に貸方記帳の委託があった場合には(たとえば、振替委託)、委託者は、指定された口座番号ならびに指定された銀行コード番号の完全性、正確性に対して責任を負わなければならない」なる文言を入れた。もともと、第二文は、振替事務処理のコンピュータ時代にそなえ、一九七六年改正で入ったものであるが、銀行は、口座番号と銀行コード番号だけを基準に処理すれば足りるという表現については、前述のごとく当時から問題視されていた。振替指図における最も重要な要素である受取人の口座名称はその基準として無視されるばかりか、本来銀行の内部組織の事情から使用されるようになったはずの銀行コード番号が口座番号と同列に置かれていることは、約款規制法の趣旨からも問題がある。このような条項は、信義誠実の原則に反して不当に約款使用者の契約の相手方に不利益を与えるものであって、無効ではないかという疑問が生ずるわけである(同法九条「一般条項」)。従来これを無効とした判例はなかつたのであるが、一九八三年に正面からこの問題をとりあげ、その効力を否定した判決が出た。⁽¹⁷⁾そこで、その効力に疑問のある旧第二文を削除したわけである。

新第二文は、「口座番号および銀行コード番号の正確性、完全性につき振込依頼人が責任を負うべき (... hat der Auftraggeber für die Vollständigkeit und Richtigkeit ... einzustehen) 旨定める。これは、形式的には、旧第二文が銀行の側からみた口座番号、銀行コード番号の取扱を定めたのに対し、新第二文は振込依頼人側による口座番号の取扱を定めたものといえるが、実質的にはどのような目的で入れられたのであろうか。一般的にいえば、委任契約た

る振込委託の指図の内容において、受取人名称は決定的に重要であるが、口座番号は取引処理のための技術的、補助的意義を有するのみであつて、両者に相違があれば、銀行は、受取人名称にしたがつて記帳すべきである⁽¹⁸⁾。しかしながら、契約自由の原則により銀行に不当に有利にならない範囲で、約款において口座番号等に一定の法的意義を持たせることは可能である。ことに最近では、すべての経済・取引の分野における大量処理技術の発展により、取引番号、ファイル番号、個人番号等の数式利用が大きな役割を果たすようになってきている。それでは、新第二文のいう委託者が口座番号等の正確性に責任を負うべきとは、どのように解すべきか。正確な口座番号等を指定するのは、振込依頼人の義務であつて、誤つた口座番号等の指定によつて生ずる結果はすべて委託者が責任を負うべきで、したがつて銀行は、それにしたがつて処理すれば帰責事由はなく責任も生じないといふのであれば、旧第二文と同様、その効力に疑問が出るので、このように解することはできない。結局、誤つた口座番号等の指定によつて過誤入金記帳がなされた場合には、銀行の責任が当然消滅するものではないが、口座番号を正しく指定することは委託者側の責任領域であり、その不正確なことによつて生じた損害については、ドイツ民法二五四条「損害の発生につき、被害者に帰責事由があるときは、損害賠償義務および賠償の範囲は、事実ことに損害がいかなる範囲において主としていづれの当事者により惹起せられたかにより定める」の規定により処理されることを明確にしたものと解すべきである⁽¹⁹⁾。

(3) 過誤記帳による銀行の責任の限度

第三文は、誤つた口座番号、銀行コード番号、口座名称が指定された結果生じた過誤については、重過失があつた場合にのみ銀行は責任を負うと定める(第二文に口座名称が入っていないが第三文にはこれが入っていることに注意)。つまり、この場合は、軽過失については免責される。誤つた口座番号等を指定したのは、委託者の重大な義務違反であるから、それに応じて銀行の責任が軽減されると考えるのは相当な理由がある。もともと、重過失がある場合

には責任を免れないとしたのは、約款規制法の影響を受けた一九七七年改正からであるが、それ以後の文献をみるかぎり、第三文の効力について疑問を唱えるものは見当たらないのは、実質的には右のような理由によるものと思われるが、責任軽減の対象に銀行コード番号の指定の誤りも含めるのは問題である。何が重大な過失かについては、前述のごとく具体的な問題はあるが、典型的には、口座番号、口座名称の読み違いなどがあげられようが、その場合でも、すでに誤った口座番号を指定した委託者に重大な寄与過失が認められるので、現実の損害賠償額の算定には、かなりの過失相殺は免れない。

ところで、第三文の責任制限は、委託者が誤ったまたは不完全な口座番号、銀行コード番号、口座名称を指定した場合を前提としている。したがって正しい完全な指定がなされた場合には、第三文の適用の余地はない。正しい口座番号等の指定があっても銀行のミスにより誤記帳がなされる場合はもちろんある。その場合に原則的には、それによって生じた損害を賠償しなければならぬが、その損害が必ずしも予測のつくものとは限らない。誤って第三者に入金記帳がなされたばかりに、正規の受取人の口座に入金されず、これをあてにして振出された手形が不渡となり会社が倒産した例が現実にはわが国で報告されているが、そこまではいかなくとも、債権者の口座に入金がなかったが故に債権者より契約を解除されて債務者が予期せぬ損害を受けることは当然考えられる。このような場合には、損害額がいくらになるのかは、あらかじめ予測することができないわけで、もし銀行がすべての損害を賠償しなければならぬとすれば、大量取引によって始めて営業として成り立つ振替業務に大きな障害となろう。わが国では、まだこれに関する裁判例はないがいずれ問題となると思われるので、その対策を急ぐ必要がある。以下、これに関するドイツのAGBを検討する。

AGBは、二つの条項を置いてこれに備えており、一つは反復継続的になされる振替において生ずる銀行の責任に対

処するものであり、他はそれ以外の委託の執行につき生ずる責任に対処するものである。前者が四条四項で、後者が七条である。

四条四項 「銀行が反復的または一定の時期になされるべき支払もしくは給付のための委託を引受けた場合には、予見しえない損害の発生の可能性にかんがみ、委託の執行が適時に行なわれなかったときには、銀行は、重大な過失についてのみ責任を負う。」

七条 「顧客は、委託の執行またはこれについての報告がなされた場合において、遅滞または過誤によって損害が生ずる可能性があるときは、個別に銀行にその旨を指摘しなければならぬ。委託が印刷された書式によって与えられた場合には、この指摘は、その書式外でしなければならぬ。これらの場合には、銀行は、自己の過失の範囲で責任を負う。このような指摘がなかった場合には、銀行は、重大な過失についてのみ責任を負う。しかし、その責任は、委託が顧客にとつて営業活動の範囲に属する場合には、利息の損失に限定される。」

まず四条から検討する。振込において誤記帳がなされた場合において、これをどう処理するかの問題は、誤記帳訂正権の範囲および別稿でくわしくとりあげる不当利得返還請求の可否の問題であるが、本来なされるべき受取人についてみるかぎり、振込がまだ行なわれていないのであるから、それが銀行の帰責事由にもとづくものであるかぎり、委託が適時に執行されなかったことになり、遅滞の責任が問題となる。反復的、一定期日になすべき支払のために振込がなされる例としては、賃料債務の支払とか保険料債務の支払などであるが、これらの場合にはその都度振込を行なわないであらかじめ継続的委託をすることによって行なわれる。わが国では、公共料金の支払等に利用される定額自動振替がこれに当る。⁽²¹⁾ これらの場合において、委託の執行が遅滞したときには、賃貸借契約の解除または保険金請求権の喪失によって、委託者は不測の損失を蒙ることになる。しかし、銀行にとっては、このような損害が発生する

かどうか、その金額がいくらかについて全く予測不可能であるうえ、このような定期的反復的な振込については、個別的振込よりも手数料が安いので、あまり嚴格に責任を追及されたのでは、営業として成り立たなくなる。本条項は、これに対処するために、「反復的または一定の時期に執行すべき支払のために委託を受けたこと」、「予見しえない損害の発生の可能性のあること」、「委託の執行が適時になされなかつたこと」、「銀行に重大な過失のあること」の要件を満たす場合にのみ銀行が責任を負うとしたのである。銀行に重大な過失があれば責任を免れないのであるから、本条項は、責任制限条項であるが、約款規制法制定前の一九七六年改正以前では、銀行は、このような場合には責任を負わないという免責条項であった。本条項の有効性については、⁽²²⁾ほほ認められているが、⁽²³⁾とはいってもこれが顧客に不利なものであることに变りないので拡大解釈されてはならない。ドイツの学説は、銀行が全く振替事務を行なわなかつた場合のほか、顧客が特定の振替の遅滞によって特に高い損害の発生の危険性があることを指摘した場合には信義則上本条項を援用できないと解している⁽²³⁾。

つぎに、七条の検討に移る。本条は、四条三項、四項との関係では一般法と特別法の関係にあるが、委託の執行またはそれに関する通知の遅滞および過誤により、損害の発生の危険がさし迫っている場合に、顧客に個別にその旨の指摘義務を定めている。顧客がこの義務を履行したにもかかわらず遅滞により損害が発生した場合には、銀行は、それが軽過失によるものであつても、またそれが商人たる顧客との取引によって生じたものであつても、責任を負う⁽²⁴⁾。七条は、今回は改正されなかつたが、約款規制法の施行により一九七七年改正の対象となつた。その改正前は、右の顧客の指摘がない場合には、銀行は、利息の損失以上は一切責任を負わないとしていたが、改正により、個人顧客との取引によるものについては、そのような指摘がなくとも、銀行に重過失のあるかぎり、すべての損害につき責任を負うが、商人顧客との取引によるものについては、それが利息の損失に限定される。このように銀行の責任の限度

につき、個人顧客と商人顧客を区別したのは、法的には約款規制法の絶対的禁止条項(一一一条)が商人顧客の営業活動の範囲に関しては適用が排除されるためであるが(同法二二四条)、実質的には、商人顧客に対しては個人顧客より銀行取引につき高度の注意義務を課すことができ、また委託の執行の遅滞または過誤によつて生ずる損害は、銀行にとつてしばしば予見不可能であるうえ、それに対して商人顧客の支払う手数料は全くこれに見合うものでない点にある。⁽²⁵⁾

ところで、顧客のなすべき右の指摘は、個別的にしなければならぬ。これは各委託ごとに格別に行うことを要し、全部の委託につき一括してあらかじめ指摘するだけでは足りないことを意味する。また、委託が書式でなされた場合には、当該書式中でこれを指摘しておくだけでは足りず、これとは別に指摘することを要する。したがって、振込依頼書適要欄にこの旨を記載しても不十分である。もともとこれは受取人に対する通信に使用するのが目的だからである。以上のような個別の指摘を要求したのは、銀行が営業の経過の中でとくに注意を払うために備えたものである。ほとんどの学説は、七条が約款規制法との関係でも問題はないと解している。しかし、顧客の右の指摘義務の関係から、同法九条(一般条項)に反して無効だと解する有力な説がある。つまり、委託の執行の遅滞、過誤によつて損害が生ずる可能性があるときに、顧客には指摘義務があるといつても、顧客は委託が正規に執行されたと信頼しているのであるから、どういふ場合に指摘してよいのかわからず、これを厳格に要求されると安全のために顧客は実際上すべての委託につきいちいち指摘しなければならないことになり、これではとても円滑な支払取引、銀行取引は望めなくなる。結局、このような現実離れた指摘義務を課すことは、ドイツ民法(二五四条)が当事者双方の帰責事由にもとづいて損害が発生した場合に、それがいかなる範囲において主としていづれの当事者によつて惹起せられたかにより賠償額を決すべしと定めた法の趣旨に反し、十分な理由なく顧客に不相当な不利益を課すことになるということである。⁽²⁶⁾そこで、本条項の適用範囲についても顧客に不当に不利益にならないよう制限的に解釈しなければならぬ

い。したがって、まず七条は、委託の執行またはこれに関する通知の場合の遅滞、過誤についてのみ適用され、それ故他の種類の遅滞、過誤については、責任制限は許されない。また、ここにいう損害とは、銀行にとって予測のつかないものに限定される。そこで、たとえば、小切手の取立の委託を受けた銀行が、その執行を適時になさなかったために、その間に振出人が支払不能に陥り、事実上権利の行使ができなくなったような場合は、銀行にとっては通常予測できかつ損害額も明らかであるから、銀行は、七条を援用して責任を減免することはできない⁽²⁷⁾。

以上みたごとく、ドイツでは、反復的、継続的振替および振替の過誤によって予測できない損害賠償責任を銀行が負わないようかなりきめこまかい約款を置いていることが分る。わが国では、これに相当する約款はない。

- (1) 当時の文献として、堀内・「銀行取引約定書ひな型の法律解釈」手形研究一九六二年九月号、我妻栄ほか・「銀行取引約定書の検討」ジュリスト二二三号、西原・「銀行取引約定書ひな型の成立」小町谷先生古稀記念論集、同「基本約定書のあり方」金融法務事情二四二号、並木・「銀行取引と取引約定書(1)〜(10)」手形研究一九六二年一二月号、一九六三年一月〜一〇月号など参照
- (2) BGH v. II. Nobember 1968, Wertpapier-Mitteilungen (WM) 1968, S. 1368f = NJW 1969, S. 320f
- (3) Schütz, Bankgeschäftliches Formularbuch, 18. Aufl. S. 354f.; Scheckbestätigung zwischen Kreditinstituten, Bank-Betrieb 1969, S. 9f.; Rabel, Die neuen Allgemeinen Geschäftsbedingungen der privaten Banken, Zeitschrift für das gesamte Kreditwesen (ZKW) 1969, S. 62
- (4) Liesecke, Die Haftungsausschlüsse der Kreditinstitute nach den AGB in der Praxis, WM 1970, S. 502ff.; Canaris, in RGR-Komm, zum HGB, 3. Aufl., Anh § 357 Rdn, 1256; Ahner, Die Rechtswirksamkeit der Freizeichnungsklauseln in den Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken, 1969, S. 54ff.; Canaris, Bankvertragsrecht, S. 1233 Anm, 1256
- (5) Schoele, Das Recht der Überweisung, S. 206f
- (6) Liesecke, Das Bankguthaben in Gesetzgebung und Rechtsprechung, WM 1975, S. 219
- (7) 振込取引の法律関係については、拙稿「振込取引における法律関係」香川法学第二巻一号三七頁以下参照

- (8) 宮下・「誤入金、誤支払の問題点」金融法務事情七七八号一三頁、なお、仕向銀行が直接顧客のために契約責任を追及することも可能か (Ahner, a. a. O., S. 56)。
- (9) Ahner, a. a. O., S. 57; Schoele, a. a. O., S. 205 もつとも、この場合でも、受取人が違っていれば、銀行の注意義務違反は問題となるが、振替取引の円滑な処理の観点より、この範囲で AGB 四条三項の免責力が働くと理論構成している。わが国の事例では、振込依頼人が「豊和工業株式会社」に振込むつもりで、振込依頼書には「豊和産業(株)」と書いてしまったために、仕向銀行は、受取人を「ホウワサンギョウ」としてテレックスで通知したところ、被仕向銀行には「朋和産業株式会社」の口座があったため、同銀行はそこあての振込と判断して入金記帳した。このような場合に朋和産業の預金が成立するかどうかで争いになったが(名高判昭五一・一・二八金融法務事情七九五号四四頁)、テレックスで振込の通信を行なうと、カタ仮名になるため、今後もこのような事例が出てくると思われる。
- (10) 約款規制法については、岩崎—山下訳「西ドイツ普通取引約款規制法・ホルスト—ロツヒャー著」を参照されたい。
- (11) Dieter Rebein, Die Änderung der Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken, Der Betrieb, Nr. 21 vom 28. 5. 1976; Stephan Steuer, Zur Neufassung der Allgemeinen Geschäftsbedingungen, Bank-Betrieb 12/1975; 河本・「西ドイツの新銀行普通取引約款の重要改正点の解説」金融法務事情七九六号五六頁
- (12) Siegfried Kumpel, Zur Neufassung der Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken, WM Sonderbeilage Nr. 1 / 1976 zu Nr. 12 vom 20. 1976, S. 15; Liesecke, a. a. O., WM 1975, S. 224; Canaris, Bankvertragsrecht Ann. 1256
- (13) 全訳については、河本—後藤訳・「西ドイツ銀行普通取引約款(一九七九年四月一日改正)の全訳文」金融法務事情八七九号五一頁以下を参照されたい。また、改正の重要点については、拙稿・「一九七七年度西ドイツの銀行普通取引約款の改正とその概要」手形研究二八三号四頁以下参照
- (14) Siegfried Kumpel, Zur Anpassung der AGB der Banken an das AGB-Gesetz, WM Nr. 25 vom 18. 1977 S. 695ff; derselbe Zur Neufassung der Allgemeinen Geschäftsbedingungen der Banken, WM Sonderbeilage Nr. 1 / 1976; Hans-Jürgen Lwowski, Das AGB-Gesetz und die AGB der Banken (I), (II), Die Bank 3 / 1978, S. 123ff, 4 / 1978 S. 187ff シークフリート・キョーネル(河本一郎—後藤紀一共訳)、「欧米銀行取引約款専門調査団の質問に対する解答」金融法務事情八七九号四四頁以下参照
- (15) BGH WM 1978, 998
- (16) Stephan Steuer, Neufassung der Allgemeinen Geschäftsbedingungen zum 1. Januar 1984, Die Bank 1 / 84 S. 35f; Norbert

Horn Die Neufassung 1984 der AGB der Banken, WM Nr. 14 vom 7. April 1984, S. 449ff; Friedrich Graf, Die Banken — AGB in Rechtsprechung und Literatur — eine Übersicht, WM Nr. 1 vom 7. Januar 1984 S. 4ff

- (17) OLG Frankfurt, DB 1983, S. 1757 過誤振替に関するドイツの判例はかなり多い。別稿で詳しく論ずるつもりであるが、本件判決を簡単に紹介する。「原告の取引先が被告銀行に開設されている原告の口座に振込んだのであるが、これが誤った口座番号の指定であったため、第三者の口座に入金されたので、原告が自己の口座に入金するよう被告銀行に請求した。ところが、被告銀行は、AGB 四条三項を盾にこの入金記帳要求を拒否した事例である。第一審は、被告銀行の主張を認めたのに対し、本件判決は、つぎのように述べて原告の主張を認めた。すなわち『(1) 振替委託の場合に、銀行が指定された支払受取人の口座番号を基準とすることができるとする AGB 四条三項第二文は(一九七七年四月改正)、顧客のためにする第三者の振替の場合にはそもそも適用がない。(2) AGB 四条三項は、従来の文書による振替取引には効力を有しない。(3) 振替委託において、受取人の名前と番号によって指定された口座の所有者の間に不一致がある場合は、原則として、受取人名称が基準となる。(4) 銀行がある顧客のために振込まれた金額を誤って第三者の口座に入金した場合には、それによって、顧客の自己の口座へ入金記帳すべき振替契約上の請求権の履行が不可能になるわけではない』と。また、AGB 四条三項第二文については、つぎのように述べてその効力を疑問視している。すなわち、『銀行員が受取人の名称と番号が指定された口座の所有者の間に不一致がある場合には、口座番号を基準として処理することができるとするならば、銀行には誤記帳につきドイツ民法二七八条にいう責に帰すべき過失がないことになる。したがって、この条項により、誤記帳に対する銀行の責任が排除されることになる (Stephan Steuer, Bankbetrieb 1975, 414, 417)。しかし、それでは、第二文は、完全な責任排除条項となって約款規制法第九条の趣旨より、効力を認めることはできない』と。なお、ドイツ民法二七八条は、法定代理および履行補助者の故意・過失についての本人の責任を定めたものであって、わが民法においても同様の取扱がなされている。」
- (18) ドイツの通説・判例である (BGH WM 1978, 367)。
- (19) Stephan Steuer, a. a. O., S. 36; Friedrich Graf, a. a. O., S. 4~5 ドイツ民法典の訳は、柚木馨 || 高木・独逸民法〔現代外国法典叢書〕によった。一九八四年度の AGB の四条三項以外の改正の要点については、拙稿・「一九八四年度西ドイツの銀行普通取引約款の改正とその概要(1)(2)」手形研究三六〇号、三六一号参照
- (20) 日本経済新聞(昭和五九年一〇月一八日)・「ニューメディア、政策検証」欄でこのような事例が報告されているが、銀行が平あやまりにあやまり全面的金融支援したので事件にはならなかった。

- (21) 定額自動振替は、口座振替制度と本質的に異なる。詳しくは、拙稿「口座振替と西ドイツのラストシュリフト制度」商事法の解釈と展望上柳克郎先生還歴記念論文集五四二頁以下参照
- (22) Canaris, Bankvertragsrecht 2. Aufl. S. 1296 Rdn. 2568
- (23) Friedrich Graf, Die Banken — AGB in Rechtsprechung und Literatur — eine Übersicht, WM Nr. 1 vom 7. Januar 1984 S. 6; Canaris, a. a. O., Rdn. 2567; Liesecke, a. a. O., WM 70, 505
- (24) LG Frankfurt, WM 1981 S. 886, 887 (もともと、これは銀行相互の取引に関するものである)
- (25) Siegfried Kumpel, Zur Anpassung der AGB der Banken an das AGB-Gesetz, WM Nr. 25 vom 18 Juni 1977 S. 695ff; derselbe, Zur Neufassung der Allgemeinen Geschäftsbedingung der Banken, WM Sonderbeilage Nr. 1 / 1976; Hans Jürgen Lwowski, Das AGB-Gesetz und die AGB der Banken (1), Die Bank 3 / 1978, S. 125ff, Canaris, Bankvertragsrecht (旧版) Anm. 1262
- (26) Canaris, Bankvertragsrecht 2. Aufl, Rdn. 2577 もともと、カナリスも約款規制法制定前の七条については、旧版ではとくに問題にすることなく有効としていた (Bankvertragsrecht, Anm. 1262)。一般に有効説は、予測できない損害を回避するため、銀行がこのような約款を置くことは相当の理由があり、銀行取引に入る顧客としては、この程度の高められた義務を負うことはやむをえなくとする (Friedrich Graf, WM a. a. O., S. 6; Graf von Westphalen, WM 1980 S. 1411)。
- (27) Friedrich Graf, a. a. O., S. 6; Canaris, Bankvertragsrecht 2. Aufl. Rdn. 2579, 2580

三 銀行の誤記帳訂正権の法律問題

(一) 問題の所在

- (1) 誤記帳訂正に関するわが国の現状

振込取引において、誤って入金記帳された場合に生ずる問題は多方面にわたる。振込依頼人と仕向銀行の間には、契約関係があるので、これにつき銀行に過失があれば債務不履行責任が問題になるし、振込依頼人と契約関係にない被仕向銀行に過失があれば、不法行為責任も問題になる。そして、誤記帳によって生じた利害関係の調整は、不当利得の問題として処理される。これらは、いずれも大きな問題であり、ことに最近のように銀行実務におけるコンピュータの導入と相まって、どこまで銀行の過失責任が認められるのか、また不当利得の問題にしても、振込取引の場合には、いわゆる不当利得における三角関係という近時民法学で大きな議論の的になっているように、困難な問題を含んでいる。これらの法律問題は、別稿にて詳しくとり上げるが、いずれも振込取引関係の当事者間の実質関係にもとづくものであって、誤記帳自体を直接どうとり扱うかの問題ではない。しかし、当事者の利害調査は、この誤記帳の処理をもしないことには、解決しない。わが国の銀行実務では、振込取引に誤記帳があった場合については、受取人に預金の払戻請求書を書いてもらい、預金の払戻しの形にして、組戻しをするか正当な受取人の口座に入金し直す例が多いが、これは、預金者に誤入金について文句を言わないことを認めさせるとともに事務的につじつまを合わせるためといわれる。⁽²⁾しかし、この点については、有力な銀行関係の実務家も指摘しているように、誤記帳が全く銀行としては数字の書きまちがいと同じであるならば、預金者に払戻請求書を求めるのはおかしい話であり、この者に無用の負担をかけるだけだから、銀行は任意に訂正すればすむことであるとの批判がある。⁽³⁾たしかに、誤記帳がすべて単なる銀行の数字の書きまちがいの場合と同視できるのであれば、その通りである。しかし、後述するごとく、誤記帳の原因にも色々あって、いちがいにそれが銀行の数字の書きまちがいと同じだとはいいいにくいものもあり、いったん入金記帳された金額につき預金者が信頼してもやむをえない事情がある場合もあり、さらに法的には、そもそも入金記帳というのは、銀行の（無因的な）債務負担の意思表示とみるべきであって、⁽⁴⁾単なる事実行為たる数字の記入と同列に

論じることとはできないことなどを考慮に入れると、銀行が誤記帳だから無効だと思っても、それが法律上認められない場合もありうるのである。その意味で、この点に関する争いを未然に防ぐ趣旨で預金者から預金払戻請求書を徴求してから誤記帳の訂正を行っている銀行実務もやむをえない面がある。

ところで、なぜ銀行が誤記帳の訂正につき右のような慎重な態度をとるのかといえば、どうした場合に銀行が勝手に訂正しても文句が出ないのかその基準が明確でないからではなからうか。誤記帳と預金の成立をめぐって、すでにいくつかの判例があるが、いまの所すべて銀行側の勝訴に終わっているものの、その事案は比較的単純である上、判例の数自体が少なく、とても右の基準が明らかになつたとはいいがたい。⁽⁵⁾そこで、以下、振替の歴史も古く、判例も多いAGB四条三項第一文の銀行の誤記帳訂正権をめぐる法律問題を検討することによって、右の問題解決の手がかりにしたいと思う。

(2) ドイツの誤記帳訂正権をめぐる問題点

ドイツの銀行は、前述のAGB四条三項第一文で誤記帳訂正権について定めているので、誤記帳訂正権の法律問題は、同条項の解釈問題が中心となるが、そこには、わが国でも参考になる問題が多くある。誤記帳訂正権(Stornierungsrecht)とは、四条三項第一文の『その委託がないにもかかわらず、錯誤(Irrtum)、誤記(Schreibfehler)もしくはその他の事由(anderen Gründen)によって入金記帳がなされた場合には、銀行は、単なる記帳によりこれを消去する(rückgängigmachen)ことができる(誤記の訂正をする=stornieren)』という文言から出てくる権利である。もともと銀行は、誤って入金記帳した場合には、預金債権の無効を主張することができるし、それにもとづいて誤支払された場合には不当利得返還請求もできる。しかし、銀行がいちいち預金債権の無効を主張、立証するのはめんどうであるので、必要に応じて一方的に誤記帳の訂正ができる特約を結んでおく実益があるわけである。したがって、

これを不当に行使することはできないのであって、制度の趣旨、預金者保護、約款作成者不利の原則等を考慮してその行使に対して相当な制限が加えられなければならないが、以下AGB四条三項の誤記帳訂正権につきドイツの学説、判例上議論されている諸問題点をまず簡単に指摘し、つづいてそれらにつき個別的にわが国の法をも考慮に入れて検討する。

ドイツの銀行がAGB四条三項第一文により誤記帳の訂正することをドイツの学説は、誤記帳訂正権の行使という。しかし、銀行が誤記帳の訂正をするのが果たして権利の行使といえるのか、単なる事実行為にすぎないのではないか、かりにこれを権利行使とみるにしても、その権利とは一体どういう法的性質を有するものであるか、これと関連して、その権利行使の効果はいつから生ずるのかがまず問題となる。

つぎに、誤記帳訂正権の行使の許される範囲、その行使の効果がどこまで及ぶかが問題となる。四条三項第一文は、錯誤 (Irrtum) と書き間違い (Schreibfehler) は明示しているが、それに続いて、その他の事由 (anderen Gründen) の場合も誤記帳の訂正ができるとある。ここにいうその他の事由とは何を意味するのか、誤記帳の原因にも色々あるが、銀行が「誤記帳と考える事項」すべて含むのかどうかを検討しなければならない。

つぎに、一たん入金記帳がなされると、それが銀行にとっては誤記帳であっても、振込依頼人と受取人の関係 (対価関係) いかんでは、受取人が当該入金記帳金額を正当なものとして信頼しかつそうしてもやむをえない事情がある場合、このような受取人を保護する必要性がでてくるが、これをどういう形で保護するのか、つまりこの場合には銀行の誤記帳訂正権の行使が制限されるのかどうかを検討しなければならない。

最後に、誤記帳訂正権の行使はいつまでになすべきか、もっともこの問題は、前章で述べたごとく連邦裁判所の判例によりAGBの一九八四年改正で一応の歯止めがかかったが、それで十分かどうかの検討は残されている。

(二) 誤記帳訂正権の意義

AGB 四条三項第一文は、錯誤、誤記、その他の事由による誤記帳があれば、訂正できるとしているだけで、これがどのような法的意義を有しているか明らかにしていない。これが約款に定められて契約内容になっているのであるから、入金記帳銀行と入金受取人の間でのみ問題となることは当然である。本条項の誤記帳訂正条項がなぜAGBにとり入れられたのか、歴史的にみれば、それは入金記帳の法的性質つまり銀行は入金記帳によってなぜ預金者に支払義務を負うにいたるのかの法律構成をめぐって、ドイツでは議論があつたのであるが、これがどう解されるにせよ銀行としては、誤記帳の訂正の際に受取人の同意があつたかどうか、いつあつたのかについて問題を残さぬようにあらかじめ特約で解決して、より安全にかつより簡単に誤記帳の訂正する手段を確保しておこうという意図の下にAGBの中に入れられたといわれる。⁽⁶⁾ 右の誤記帳訂正権の歴史的経緯からは、その法的意義は直接出て来ないのであるが、それが誤記帳訂正に際する銀行の安全策であるということからすれば、単に宣言的意味しか持たないともいえる。つまり、誤記帳の場合は、それによつて受取人はいかなる請求権も取得しないということであれば、これを銀行が自由に変更、訂正できるのは当然であるから、この当然なことを念のため確認したにすぎないということであつて、法的には約款によつて誤記帳訂正権を定める格別の必要性はないことになる。現にこのように考える見解もある。⁽⁷⁾ わが国においても、誤記帳の場合には、受取人から払戻請求書を徴求せず一方的に銀行が訂正すればよいと考える見解が、右と同様の思想に立つ。しかしながら、ドイツでは、このような立場はむしろ少数であつて、多くは、AGB 四条三項一文の誤記帳訂正権に独立の法的意義を認めている。⁽⁸⁾ それは、でないと同条項が余分なものになつてしまうことその他に、通説が入金記帳の法的性質を原則として資金関係の瑕疵に影響を受けない抽象的債務約束(ドイツ民法七八〇条)と解することとの関係上、一たんなされた意思表示(入金記帳)を取り下げる(Rücknahme)には、何らかの法的効果

をもった行為を必要とする解すからである。とすれば、銀行の一方的意思表示によって前になした意思表示の効果もなくすることのできるものとして、**解除権**(Rücktrittrecht) **撤回権**(Widerrufsrecht) **取消権**(Anfechtungsrecht) が誤記帳訂正権の法的性質の候補に上がってくる。そのいずれかについては必ずしも一致しているわけではないが、**遡及効**との関係から、**撤回権説**はとれないとされ、ドイツの学説の多くは**取消権説**を支持している。⁽⁹⁾しかし、振込取引の性質上誤記帳の場合には、入金記帳銀行と受取人の間であらかじめ解除できるとする合意が契約上なされていると解することもできるので、**解除権説**も成り立たないこともない。取消権説が支持されているのは、**錯誤**による意思表示の効果につき、ドイツ民法が単に取消すべきものとしていることによるのであろう(ドイツ民法一一九条)。

(三) 誤記帳訂正権行使の許容範囲

(1) 振込委託関係における瑕疵と誤記帳訂正権の行使の制限

わが国で誤入金記帳といえ、ほとんどが担当職員の記帳ミスまたはコンピュータの操作ミスによるものであるが、最近一つ少し複雑な事例の判例がある。つまり、振込依頼人がいったん受取人あてに振込依頼したが、受取人口座に入金記帳される前に当該依頼を撤回した。ところがコンピュータの処理の関係上それが間に合わず、結局入金記帳されてしまったので、銀行が受取人の同意をえずに組戻しを行なった。その後受取人が破産したため、破産管財人が預金が存在するとして入金記帳銀行に預金の払戻請求した事案において、入金記帳がなされる前に振込の撤回の意思表示がなされた場合には、預金債権は成立せず銀行の組戻し(誤記帳の訂正)は許されるところとした判例がそれである。⁽¹⁰⁾しかし、このような場合には、預金債権は成立せずとして、当然組戻しができるといえるかどうかについて、ドイツでは大いに争いがあり、わたくしも、右事例ではなお検討すべき余地があると考えている。以下、どのような場合に、受取人の同

意を得ずに組戻しができるかをドイツで議論されている誤記帳訂正権行使の許容範囲の問題を参考にしつつ考える。なお、事実関係を単純にするため、振込依頼人と受取人が同一銀行に口座を有している振込取引を前提に以下論ずる。誤記帳は、振込委託とその執行の過程のどこかに瑕疵ないし過誤がある場合に生ずるが、具体的にはその態様は様々である。しかしこれを大きく分けると、①銀行は、振込依頼人より資金の提供を受けて振込手続を執行するわけであるが、見込違い等によって銀行が資金の提供を受けずに入金記帳してしまった場合、②振込委託は有効になされたが、その後入金記帳する前に有効に撤回されたにもかかわらず銀行がこれを見落とし等により入金記帳した場合、③振込委託が外形上なされているが、法的にはそれが当初より無効であるにもかかわらず(偽造、無権代理などにより)、入金記帳がなされた場合(ここにいう偽造とは、たとえば偽造者が被偽造者の預金から無権限で被偽造者の名義で引落し、直ちに自己の口座あてに被偽者名義で振込委託する場合を念頭に置いている)、④そもそも外形的にも振込委託が全くないのに、何らかの事由によりこれがあると銀行が誤信して入金記帳した場合、⑤振込委託には全く瑕疵がないが、銀行の記帳上の誤りによりこれと異なった入金記帳がなされた場合(受取人間違いなど)である。前述のわが国の判例の事例は、この分類で行くと、②にあたるが、先日付振込である点で②と同じには評価できない。先日付振込というのは、全銀システムによる新内国為替制度によって認められるようになったもので、企業の一括支払や給与振込などにより特定日に集中する振込事務を平準化するため、あらかじめ振込指定日の二、三日前に事前の入金記帳を行なうことによつて、受取人の口座への入金準備を行なうものであつて、このような場合に、依頼人から振込委託の撤回がなされると、組戻し手続はきわめてやっかいで、振込指定日まで時間的余裕がないとそれが不可能であるといわれている⁽¹¹⁾。

誤記帳の原因として述べた右の①〜⑤につき、銀行としてはそのすべてにつき誤記帳訂正権の行使の対象としたい

であろうが、少なくとも①の場合についてはドイツの判例・通説はこれを認めない。わが国の学説も同様である。これはドイツでは単なる資金関係上の瑕疵の問題として、わが国では振込依頼人と銀行の関係から生ずる抗弁を受取人に対して主張しうるかという問題で論ぜられるが、入金記帳の法的性質をどう解するにせよ、これを認めては振込制度が根底からくつがえされるからである。なぜならば、このような受取人からは知ることのできない資金関係上の抗弁の対抗を認めれば、受取人はこの点を調査しないと安心できないことになり、それでは、振込が現金に代る支払取引としての機能を果たさなくなるからである。⁽¹²⁾ それでは、⑤の場合はどうか。この場合については、銀行が誤記帳の訂正ができることに異論はない。ドイツでは、まさにAGB四条三項にいう「錯誤」「書き間違い」の典型的事例として処理されているものであり、わが国でも、入金記帳によって受取人の預金債権が成立するためには有効な振込があったことを前提にしていることを理由に認めている（当座勘定規定三条四条、普通預金規定二条一項の約款の解釈からこう説明するのが一般的である）。⁽¹³⁾ たしかに、一般的には、このような場合には、入金記帳受取人は、預金債権の成立を期待すべき正当な理由が見出せないで、右の結論は是認される。同様のことは④の場合にもあてはまる。

それでは、②の場合と③の場合はどうか。実は、この点についてはドイツの学説は大きく誤記帳訂正権を認める説（肯定説）と認めない説（否定説）に分れている。この問題は、AGB四条三項一文の解釈が大きく関係する。すなわち、同条項は、「その旨の委託がないにもかかわらず、錯誤、誤記もしくはその他の事由によって入金記帳された場合には……」と定めるが、右のその他の事由の中に②の場合と③の場合が含まれるかどうか解の分れ目になる。肯定説によれば単に「その他の事由」とあるだけで、「類似の」とか「これと同視しうる」という修飾語がついていないので、これを広く解すべきということになるに対し、否定説だと、「その他の事由」が錯誤、誤記と並んでかかっているもので、これと同視しうる他の事由に限ると狭く解すことになる。いずれにしても、右の条文の文言から

だけでは結論は出ないわけで、結局は、振込の意義、当事者の利益考量等を勘案して解釈によって決めるほかない。

肯定説の代表であるカナリスによれば、もともと四条三項は、受取人の預金債権の取得が不当利得になるかどうかという不確実な法的判断をしなくてもよいように、銀行が振込委託が無効と判断すれば、これと関係なく誤記帳として訂正できることを目的にしている。しかるに、②と③の場合をその訂正権行使の対象からはずせば、同条項が本来最も活躍すべき場所が奪われることになる。たしかに、この場合は、④または⑤の場合と異なり、受取人が入金記帳を信頼することも多くかつそれが保護に値する場合があることは認めなければならないが（たとえば、入金記帳を信じて担保権を放棄したとか時効中断手続をとらなかつた場合）、それは別の次元で解決すべき問題である。もともと信頼保護の救済基準はあいまいな所があり、誤記訂正権の行使を許すか許さないかのオール・オア・ナッシングの解決によるべきでない。幸い、ドイツ民法一二二条は、意思表示が取消された場合において、相手方または第三者が表示の有効なことを信じたために受けた損害につき表意者は賠償しなければならぬと定めているので（後出）、右の場合には、この規定を準用することによって救済をはかる方が合理的であるというのである¹⁴。

これに対して、否定説はそのニュアンスは色々あるが、だいたいつぎのように考えている。すなわち、入金記帳によつて、預金債権が有効に成立するためには、振込依頼の事実を前提とし、これはその制度上すべての当事者の認めるところである。したがって、その存在自体につき銀行に錯誤があれば、それはまさに要素の錯誤であつて、自己の行為を取消することができるので（ドイツ民法は錯誤は無効でなく取消事由である）、誤記訂正権が認められる。こう解しても、このような場合には受取人は、いわば銀行の偶然のミスにより債権を取得したにすぎないものであつて、この者は預金債権取得を計算に入れるべきではないので、当事者の利益考量上も問題はない。しかし、②または③の場合つまり偽造振込、振込委託後入金記帳されるまでにそれが撤回（Widerruf）されたにもかかわらず入金記帳された

場合には、別の考慮が必要である。つまり、この場合には入金記帳に相応する振込委託自体はあるのであって、銀行の錯誤は委託の存在に対してでなくその継続的有効性に対してである。このような錯誤は、要素の錯誤でなく動機の錯誤 (Motivirtum) であつて、銀行に誤記帳訂正権を認めるべき理論的根拠を欠くと同時に、実際上もこの場合には銀行の利益のみを考慮することができない。つまり、この場合には、振込依頼と受取人の間には真実対価関係が存在することが多く、しかも銀行または振込依頼人より振込通知が受取人に発されているだろうから、受取人は入金記帳を信頼することは無理からぬ面があり、事情によつてはこの信頼にもとづいて一定の行為 (担保権の放棄等) をすることも考慮すれば、このような受取人に対しては(したがつて、悪意の受取人は除く)、銀行の誤記帳訂正権の行使を制限するのが利益考量上正当である。となると、結果的に、振込委託が法的に効力がないにもかかわらず、入金記帳が訂正されえないことになるが、それによつて生ずる不都合は一般の法律原則によつて解決すればよい。したがつて、銀行に入金記帳につき過失があればもちろん責任を免れないが、これがなければ、入金記帳によつて生ずる利害の調整は、不当利得の問題として、解決すれば足りるというわけである。したがつて、否定説によれば振込委託を撤回したのに銀行がこれを見落した場合には、銀行が依頼者に債務不履行責任を負うが、たとえば前述のわが国の判例の事例のように、その撤回が入金記帳の直前になされたため、コンピューター処理上どうしても入金記帳の阻止ができない場合には、銀行の責任はないことになる。

いずれの立場がより妥当かは一概にいえないが、②または③の場合には、利益考量上困難な問題があるということが分る。この点についてわが国ではまだ詳しい議論の対象となつていないのではつきりしないが、おそらく、振込による預金債権の成立には、有効な振込委託があることが当然の前提であつて、これを欠いた場合は、理由を問わずそれが成立しないと解するのであろう。とすれば、右の肯定説と基本的に同じということになるが、しかしこれだと、

銀行は自己の過失の有無を問わず、常に入金記帳の訂正ができ、入金記帳を信頼した受取人の保護が薄くなることを念頭に置く必要がある。わが民法にはドイツ民法一二二条『意思表示が……取消されたるときは、……相手方または第三者が表示の有効なることを信じたるがために受けた損害を賠償することを要す。但し、相手方または第三者が表示の有効なることにつき有する利益の額を超越ることを要せず。被害者が無効もしくは取消の原因を知りまたは過失によりて知らざりしときは、損害賠償義務を生ずることなし』という規定に相当する条文はないが、入金記帳の前提となる「法的に有効な振込」がなければ、銀行が無条件にそれを抹消できるとなれば、受取人の信頼保護ははかれな
いからである。

銀行の誤入金記帳につき過失がある場合には、本来入金記帳を受けるべき正当な受取人に対しては、債務不履行責任を負うことは認められているが、⁽¹⁶⁾誤入金記帳の受取人に対する責任については、わが国ではあまりふれられない。ただ、たとえば、銀行の通知があつたがために代金の支払があつたと信じて受取人が振込人に商品を発送した場合に
は、銀行は損害賠償責任を免れないといふことは⁽¹⁷⁾いわれている。このような場合の銀行の責任をどう理論構成するの
か、極端な場合は、真実振込委託がないのに、顧客の依頼により銀行が(仮想の)振込通知を出すこともあれば、銀
行は受取人には積極的に何らの行為はしないが受取人がコンピュータにより表示された預金残高を信じて行為するこ
ともある。前者の場合には、民法九四条二項によって善意の受取人を救済すべしとする有力な民法学説もあるが、⁽¹⁸⁾そ
もそも銀行が通知しないと責任問題が起らないのかどうか、も一つはつきりしていない。銀行によっては振込通知サ
ービスをしない所もあるので、実際上も重要な問題と思う。この点は、別稿にて詳しく論じようと思う。

ところで、以上述べてきた所は、事柄を簡単にするため、振込依頼人と受取人が同一銀の同一支店に口座を有して
いるか(自店内振込= Hausüberweisung)、支店は異なるが同一銀行に口座を有している場合(本支店間振込=

Filialeüberweisung)を念頭に置いて論じてきた。しかし、実際の振込取引では、両者の口座が異なる銀行にある場合が多いので(他行間振込＝Kettenüberweisung)、この場合の銀行の誤記帳訂正権の行使限度の問題を考えておかねばならない。このような場合には、振込当事者が一人増えるだけに法律関係が複雑になるが、入金記帳銀行(被任向銀行)自体の過誤による誤記帳(仕向銀行から委託された内容と異なる入金記帳)のときは、前述したところがそのままあてはまる。しかし、振込依頼人と仕向銀行間において前述の瑕疵があるが、被仕向銀行の入金記帳は仕向銀行からの指図通りであった場合には、事はめんどろになる。被仕向銀行自体には過誤がないからである。ところが、たとえば、重複指図などの場合には、受取人に対する「法的に有効な振込委託」はない。仕向銀行としては、当該入金記帳を訂正したいが、被仕向銀行は別人格であり、受取人と直接の法律関係はないのである。

ドイツの通説は、このような場合には、AGB 四条三項第一文の誤記帳訂正権の行使を許さない。それは、誤記帳訂正の問題として処理すべきものではなく、不当利得または債務不履行等一般法上の問題として処理すべきものと考えている。その理由は、もともと、被仕向銀行は、仕向銀行の指図通りに事務執行したわけであるから、その有効性を前提として、受任者としてその執行のために必要な費用を請求できなければならない(ドイツ民法六七〇条、わが民法六五〇条＝受任者の費用償還請求権)。またこの場合の瑕疵は、振込依頼人もしくは仕向銀行によって生ぜしめられたものであつて、これにより生ずべきリスクはこの者が負担すべきであるのに、誤記帳訂正を認めると結果的にそのリスクを受任者たる被仕向銀行に転嫁することになり、これはAGB 四条三項の本来の趣旨、目的ではない。さらに、誤記帳訂正権を契約上の権利と構成すると、受取人と直接契約関係に立たない仕向銀行が自己の錯誤を理由に受取人に対してこれを行使できる筋合のものではないなどという点にある⁽¹⁹⁾。

しかし、これに対しては有力な反対説がある。カナリスは、つぎのように述べて右の場合も、誤記帳訂正権の行使

を認める。すなわち、AGB 四条三項第一文の文言は、「その旨の委託がないにもかかわらず、錯誤……」とだけ、錯誤の主体は限定していなく、入金記帳銀行が錯誤に陥ることを要件としていないので、文言上も仕向銀行に有効な振込委託がない場合を含むと解して何ら障害はない。AGBは、銀行と顧客の間の法律関係に適用があるだけでなく、銀行相互の法律関係にも適用されることに問題はなく、とすれば、仕向銀行が有効な振込委託がなかったことを理由に、被仕向銀行の口座への入金記帳を訂正できなければならぬはずである。となると被仕向銀行も、法的に有効な委託がなかったことを理由に受取人への入金記帳を訂正できねばならない。このように解しないと、たとえば受取人が破産した場合、この者の預金債権が破産財団に属することになるが、これは当事者の利益状態から考えて妥当でないなどがその理由である。

わが国では、右の点についての議論は皆無といって過言でない。それは、判例に現れた事案が他行間振込にもかかわらず、いずれも入金記帳につき被仕向銀行自身にミスがあった場合だからと思われるが、入金記帳が有効であるための前提として、有効な振込委託の存在を前提とするというわが国の判例、学説に立つかぎり、被仕向銀行に過誤がないが振込委託の効力がない場合も同様に取扱わねばならぬのではなからうか。しかし、考えてみれば、被仕向銀行は、仕向銀行とは独立の営業主体であり、仕向銀行と振込依頼人の契約の法的効力を関知すべき立場にない。仕向銀行の指示通りに受取人に入金記帳すれば、自己の義務の履行を終えたことになる。にもかかわらずあれは間違いだつたから元に戻せというのは、理屈としてはおかしい。それは、行内振込にたとえれば、振込依頼人が自己の錯覚によって、間違つた金額の振込指定をして、銀行がその通り入金記帳した後、あれは間違いだから組戻して欲しいというに等しいからである。いずれにしても、この点についてもわが国でも議論を深めなければならぬ。

(二) 誤記帳訂正権行使の期限

誤記帳の訂正はいつまでになすべきか。この点についても、わが国では全く議論されていない。理論的にはドイツの学説のように、その法的性質を取消権とみれば、これは形成権だからその除斥期間に関する規定によって定まることになろうし、これを単に宣言的な効力しかないものだとみれば、その基礎となる法律関係によって決められよう。したがって、たとえば普通預金口座の振込を考えると、わが国のように、過誤記帳の場合には、振込は無効であるとみれば、信義則上許されるかぎり、その訂正ができるということになろう。ドイツ民法一二一条は、「……取消は、取消権者が取消原因を知りたる後、責に帰すべき遅延（遅滞）なくこれをなすことを要す。……」。取消は、意思表示の時より三十年を経過したときは、これをなすことを得ず」と定め、わが民法一二六条は、「取消権は追認をなすことを得る時より五年間これを行なわざるときは、時効によりて消滅する。行為の時より二〇年を経過したるときまた同じ」と定めている。

ところで、従来この点について明確に示していなかったAGB四条三項が今回一九八四年改正によって、誤記帳の訂正は、「すぐつぎの決算までに」にしなければならぬとし、明確な期限を定めた。その理由は、前述したので、くり返さないが、ドイツ民法一二一条のように、「取消原因を知った後遅滞なく」というような表現であると、いつそれを知ったか、遅滞なくとはどのくらいの期間について争いの生ずる余地もあるので、右のような期限を定めるのは当事者にとって有益である。問題は、誤記帳訂正は「すぐつぎの決算までに」とは具体的にどのくらいの期間か、またその期間は相当かということである。まず、前者については、AGB一四一条一項が「銀行は、少なくとも毎年一回決算書を送付する」と定めているので、長くても一年ということになろう。また、後者については、右の期間は、「銀行が誤記帳を知った後」という文言が入ってないことおよび今回改正の契機となった連邦裁判所の判決理由を考慮すると、

銀行が右のことを知ったかどうかに関係なく、「すぐつぎの決算」の終了後は誤記帳の訂正権を行使できないことになると思われる。とすれば、理論的には、銀行が誤記帳を知っても、決算まで期間があれば、放置していてもかまわなということになり、決算が切迫しているときの誤記帳であれば、銀行が気づく間もなく期限が経過していることになろう。したがって問題はないことはないと思うが、この期限自体の妥当性について批判的なドイツの学説はほとんどない。振込取引が大量取引であつて、画一的処理をしないことにはやっつけていけないことであろうか。ともあれ、わが国の場合も、右の点を参考にして、銀行の組戻しにつき一定の制限を加える必要がある。

- (1) これを委任契約と解すべきことについては、すでに詳しく述べた。拙稿、「振込取引における法律関係」香川法学第二巻一号三七頁以下
- (2) 預金者に小切手を振出してもらうこともあるという(宮下文秀・「誤入金・誤支払の問題点」金融法務事情七七八号一五頁)。
- (3) 吉原省三、「振込金の誤入金と預金の成立」金融法務事情七九九号三頁
- (4) これを抽象的債務約束とみるべきことにつき、拙稿、前掲論文七四参照
- (5) 古くは、銀行員の単純な記帳ミス(東高判昭二九・一一・一二下民集)があり、最近では、係員のコンピュータ操作ミスによる誤入金の事例がある(名高判昭五一・一・二八金融商事判例五〇三号三三頁、福岡地判昭五三・四・一二金融法務事情八八一号五〇頁、札幌高判昭五五・六・二三判例タイムズ四二二号一〇九頁)。少しこみ入った例として、いわゆる先日付振込の組戻しに関するものがある(大地判昭五五・九・三〇金融法務事情九四四号三五頁、本件につき、松井雅彦・「貸方記帳論の新展開」追手門経済論集第XVII巻一号八七頁参照)。
- (6) Eugen-Ludwig Putzo, Erfüllung mit Buchgeld und die Haftung der Beteiligten wegen ungerechtfertigter Bereicherung, S. 108, 110; Möschel, Fehlerhafte Banküberweisungen und Bereicherungsausgleich, Jus 1972, 304
- (7) OLG München NJW 1950, 188; Meyer-Cording, Das Recht der Banküberweisung, S. 99
- (8) OLG München WM 1971, 264, 265; LG Berlin WM 1979, 322; Lieseke WM 1975, 240; Kumpel WM 1976, Sonderbeilage Nr.

- 1 S. 15; Schönle, Bank- und Börsenrecht, 2. Aufl. § 32 III S. 371; Schlegelberger/Hefermehl, Handelsgesetzbuch 4. Aufl. Rdn91; Canaris, Bankvertragsrecht, 2. Aufl. Rdn. 447; Putzo, a.a.O., S. 112
- (9) Putzo, a.a.O., S. 112; Otto/Stierle, (Fehl)entwicklungen beim girovertraglichen Stornorecht der Kreditinstitute, WM 1978 S. 538; Canaris, a.a.O., S.235 Rdn.448 但し判例はこれをドイツ民法一九九条の取消権でなく一方向的撤回権(einseitiges Widerrufsrecht)とみてはならない(BGH WM 1978, 58; BGH WM 1983, 907; BGHZ 72. 9. 11 = Canaris, a.a.O., S.235)° 同説として Kimpel, a.a.O., WM 1979, 378° 他にこれを契約上の払戻請求権とみる説もあるが(Stiele, Der Bereichungsanspruch bei fehlerhaften Banküberweisungen, S. 207)° 四条三項一文は、単なる記帳によって入金記帳を消去することができるといっており、銀行が払戻を請求することができるとはいっていないので、文言上無理な解釈である(Canaris, a.a.O., S.235)°
- (10) 大阪地判昭五五・九・三〇金融法務事情九四四号三五頁
- (11) 西尾信一、「銀行取引のオンライン化と銀行の責任」金融法務事情一〇〇〇号一〇九頁
- (12) 詳しくは、拙稿「振込取引における法律関係」香川法学第二巻二号六八頁以下およびそこで引用した文献を参照
- (13) たとえば、吉原省三、「口座相違と銀行の責任」金融法務事情六八九条四二頁、判例も、預金債権の成立には、有効な振込関係があつたことを前提にすることは、当事者の当然の意思であるという(名高判昭五一・一・二八金融法務事情七九五号四四頁)°
- (14) Canaris, Bankvertragsrecht 2.Aufl. Rdn. 449, 450
- (15) Lieseke, Das Bankguthaben in Gesetzgebung und Rechtsprechung, WM 1975 S.240; Schlegelberger/Hefermehl, a.a.O., Rdn. 92ff; Otto/Stiele, (Fehl)entwicklungen beim girovertraglichen Stornorecht der Kreditinstitute? WM 1978. 530ff; Putzo, Erfüllung mit Buchgeld und die Haftung der Beteiligten wegen ungerechtfertigter Bereicherung, S.112ff; Bärman, Europäisches Geld- und Börsenrecht, Rdn254 など、振込委託に関する瑕疵を分類せずに、もっぱら受取人にとって認識できる瑕疵の場合にのみ誤記帳訂正権の行使を認める説も主張されている(Beringhaus, Die Stornierungsbefugnis der Banken gemäß Ziff.4 Abs. III AGB-Banuen, 1980 S.104, 116f)°
- (16) 宮下文秀、前掲金融法務事情七七八号一五頁
- (17) 吉原省三、前掲金融法務事情六八九号四二号
- (18) 大判昭九・五・二五民集一三卷八二頁、判民六九の事件につき、我妻栄、新訂民法総則二九一頁参照
- (19) Schlegelberger-Hefermehl, a.a.O., Rdn.94a; Schwark, Bereichungsansprüche bei Banküberweisung, WM 1970, 1334ff;

振込取引における誤記帳と銀行の訂正権について—
西ドイツ銀行普通取引約款を参考にして— (後藤)

Schönle, Bank- und Börsenrecht. § 32 III; Beringhaus. a.a.O., S.104f; Caemmerer, Bereicherungsansprüche und Drittbeziehungen, JZ 1962, S.387; Putzo, a.a.O., S.107

昭和五九年一〇月

以上